

平成28年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月15日開会～6月17日閉会

双葉町議会

平成28年第2回双葉町議会定例会会議録目次

| | |
|----------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

第 1 日 (6月15日)

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 5 |
| 欠席議員 | 5 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 5 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 5 |
| 開 会 | 6 |
| 開 議 | 6 |
| 議事日程の報告 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 諸般の報告 | 6 |
| 行政報告 | 6 |
| 報告第1号 | 10 |
| 議案第37号から議案第50号までの一括上程 | 10 |
| 議案第37号から議案第50号までの提案理由の説明 | 10 |
| 散 会 | 12 |

第 2 日 (6月16日)

| | |
|-----------------------------|----|
| 議事日程 | 15 |
| 出席議員 | 16 |
| 欠席議員 | 16 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 16 |
| 職務のため議場に出席した者の職氏名 | 16 |
| 開 議 | 17 |
| 議事日程の報告 | 17 |
| 一般質問 | 17 |

| | |
|-------------|----|
| 菅野博紀君 | 17 |
| 羽山君子君 | 31 |
| 散会 | 43 |

第 3 日 (6月17日)

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程 | 45 |
| 出席議員 | 46 |
| 欠席議員 | 46 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 | 46 |
| 職務のため議場に参加した者の職氏名 | 46 |
| 開 議 | 47 |
| 議事日程の報告 | 47 |
| 議案第37号の質疑、討論、採決 | 47 |
| 議案第38号の質疑、討論、採決 | 49 |
| 議案第39号の質疑、討論、採決 | 50 |
| 議案第40号の質疑、討論、採決 | 51 |
| 議案第41号の質疑、討論、採決 | 51 |
| 議案第42号の質疑、討論、採決 | 52 |
| 議案第43号の質疑、討論、採決 | 53 |
| 議案第44号の質疑、討論、採決 | 54 |
| 議案第45号の質疑、討論、採決 | 54 |
| 議案第46号の質疑、討論、採決 | 55 |
| 議案第47号の質疑、討論、採決 | 56 |
| 議案第48号の質疑、討論、採決 | 56 |
| 議案第49号の質疑、討論、採決 | 57 |
| 議案第50号の質疑、討論、採決 | 62 |
| 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について | 62 |
| 議員派遣の件 | 63 |
| 閉 会 | 63 |

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

28 双葉町告示第14号

平成28年第2回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年5月26日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成28年6月15日(水)
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（7名）

1番 羽山君子君
3番 高萩文孝君
5番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

2番 白岩寿夫君
4番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

○不応招議員（なし）

平成28年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成28年6月15日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第1号 平成27年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第6 議案第37号 専決処分の承認について
専決第1号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第38号 専決処分の承認について
専決第2号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第39号 専決処分の承認について
専決第3号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第40号 専決処分の承認について
専決第4号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第41号 専決処分の承認について
専決第5号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第42号 専決処分の承認について
専決第6号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 専決処分の承認について
専決第7号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 専決処分の承認について
専決第8号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第45号 双葉町職員定数条例の一部改正について
- 日程第15 議案第46号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第47号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第48号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第50号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
散 会

○出席議員（7名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 羽山君子君 | 2番 | 白岩寿夫君 |
| 3番 | 高萩文孝君 | 4番 | 菅野博紀君 |
| 5番 | 清川泰弘君 | 7番 | 岩本久人君 |
| 8番 | 佐々木清一君 | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|--------|
| 町長 | 伊澤史朗君 |
| 副町長 | 金田勇君 |
| 教育長 | 半谷淳君 |
| 総括参事 | 武内裕美君 |
| 秘書広報課長 | 板倉幸美君 |
| 総務課長 | 舶来丈夫君 |
| 復興推進課長 | 平岩邦弘君 |
| 戸籍税務課長 | 井戸川陽一君 |
| 建設課長 | 猪狩浩君 |
| 産業課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長 | 志賀睦君 |
| 住民生活課長 | 松本信英君 |
| 健康福祉課長兼 青年婦人会館長 | 橋本仁君 |
| 生活支援課長 | 志賀公夫君 |
| 教育総務課長 | 小野田真澄君 |
| 会計管理者 | 山本一弥君 |
| 代表監査委員 | 五十嵐一雄君 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記 | 高橋春枝 |

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番、羽山君子君、2番、白岩寿夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月10日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月17日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成28年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

4月6日、双葉町立小中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。南小学校に1名、北小学校に2名、中学校に1名が入学、ふたば幼稚園には3歳児が2名、4歳児が1名入園いたしました。園児、児童生徒数の合計は昨年度当初より19名多い35名となりました。また、5月28日には、町立小中学校仮設校舎体育館で幼稚園、南・北小学校運動会を開催いたしました。当日は、園児、児童とともに、運営のサポート役として福島大学の学生ボランティアの皆さんの協力もあって、会場は盛り上がり、笑顔と歓喜にあふれた運動会となりました。

4月16日はいわき市、4月17日には郡山市で、本年度予定されている双葉駅西地区の除染事業についての説明会が開催されました。説明会は環境省が主催したもので、両会場には地区の皆さんなど45名が参加され、除染の進め方、除染方法等についての説明が行われました。

4月25日には、町内への一時帰宅者等の休憩施設として利用するための双葉町コミュニティーセンター機能回復工事の入札を執行し、建築修繕、空調換気設備、給排水衛生設備、電気防災設備の各施工業者が決定いたしました。9月中旬の供用開始を目指し、現在工事が進められているところであります。

また、町民の皆様よりご要望が多かった町内の各家庭に残置されたままとなっている灯油等の廃油、LPガスボンベの回収につきましては、5月から受け付けが開始されており、準備が整い次第、順次回収されることとなっております。

いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅の整備状況についてであります。3月から基盤整備工事が始まり、現在敷地造成が行われているところであります。今後については、平成28年度末ごろには復興公営住宅の建築工事に着手予定、入居可能時期は平成29年度後期となっております。町民の皆様が早期に入居開始できるよう、引き続き福島県に強く要請してまいります。

また、今般入居募集が行われた木造戸建て住宅72戸分につきましては、6月中に抽せん会が行われ、残りの集合住宅108戸についても、6月下旬以降の入居募集開始の見込みと聞いております。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉措置の状況につきましては、使用済み保護衣等を焼却する雑固体焼却設備が、3月18日に運用を開始しました。また、作業員の被曝低減及び公衆被曝の低減などのために、放射性固体廃棄物等を適切に管理することを目的として整備が進められている固体廃棄物貯蔵庫第9棟は、来年2月の竣工を目指し、現在躯体工事が進められているとの報告を受けております。

東京電力は、当面10年程度に発生する固体廃棄物の物量予測を踏まえ、リスク低減等を目指した「固

体廃棄物の保管管理計画」を3月に策定し、増設雑固体廃棄物焼却設備や減容処理設備、固体廃棄物貯蔵庫第10棟以降の施設について整備を進めていくこととしております。国及び東京電力に対しては、引き続き立地町の立場で、安全かつ確実に廃炉作業に取り組むよう強く求めてまいります。

また、原子力損害賠償についても、東京電力が事故の原因者であり、加害者であるということを改めて認識した上で、被害実態に即した賠償を町民に寄り添い丁寧かつ真摯に対応していくよう、引き続き国、東京電力に対して強く要求してまいります。

町の復興に向けた取り組みについてであります。双葉町復興町民委員会からの提言書を踏まえ、3月28日に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」を改訂し、さらに「双葉町内復興拠点基本構想」と「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画」を策定し、今後町が重点的に取り組むべき具体的な方針を取りまとめたところであります。

このうち「双葉町内復興拠点基本構想」では、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」のさらなる具体化として、中野地区復興産業拠点の整備イメージなどを示しており、この構想に基づき、本年度から町内の復興の先駆けとなる中野地区復興産業拠点の整備作業に着手いたしました。

中野地区復興産業拠点には、双葉町の働く拠点として、産業用地や共同事業所等を確保し、事業再開や企業誘致の受け皿としてまいります。産業用地には、福島第一原子力発電所の廃炉・除染・インフラ復旧等に従事する事業所の先行立地を図るほか、町内事業所の事業再開や新たな民間事業者の立地を支援するため、民間企業が入居可能な共同事業所の整備を進めてまいります。特に、福島第一原子力発電所との近接性を生かし、廃炉措置や復興を確実に進めるためにも、中野地区復興産業拠点内に東京電力福島復興本社機能の立地を求めてまいります。

あわせて、就業者を対象とした生活関連サービスや会議・研修の場、町民の一時帰宅の際の滞在・交流施設としての機能や、復興祈念公園等への来訪者に対応するサービス提供の拠点として（仮称）産業交流センターを整備するとともに、県のアーカイブセンターを誘致し、震災と原発事故の記録・教訓や被災地の復興を広く国内外に発信する学びの場として交流できる環境を創出してまいります。さらに、廃炉に係る技術者研修拠点など国際産学連携拠点を担う産学連携施設の誘致、整備を進めてまいります。

この復興拠点基本構想について、浜野、両竹地区内の地権者を対象にした説明会を4月16日にいわき市で、17日には郡山市で開催いたしました。今回の説明会では、町内復興拠点構想の整備方針等について大方の理解をいただいたものと考えておりますので、今後はできるだけ早い時期に中野地区復興産業拠点予定地の地権者説明会を開催し、早ければ本年度末にも用地契約に向けた事務手続が始められるよう進めていく考えであります。

なお、中野地区復興産業拠点の整備目標として、平成30年ころには企業活動が開始できるよう、電気、水道、道路の基礎的インフラを整備するとともに、施設整備を着実に進め、その後おおむね5年から10年後を目標に、町の産業・復興拠点として発展を遂げるよう取り組んでまいりますので、これ

らの実現のため議会及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」の策定についてであります。4年計画となっている第一次計画を本年度改訂し、長期ビジョンなどの町の復興に係る各種計画の内容を取り込みながら、第一次計画の更新とともに、双葉町への帰還に向けたスケジュール感や課題等についても盛り込んでいきたいと考えております。

計画案の検討体制としましては、まずは副町長と全課長で構成される庁内の「復興まちづくり計画推進会議」で課題の整理などを行い、役場の係長クラスの中堅・若手職員で構成する幹事会での議論や、専門的な課題に関しては有識者勉強会での議論を踏まえながら、課題の整理と素案の作成を行っていく考えであります。

その上で、町民委員により構成される双葉町復興町民委員会から意見を聴取し、計画案の中身を詰めていきたいと考えております。特に、復興町民委員会に、第一次計画の2本の柱である「町民一人一人の復興」と「町の復興」に対応する形で、「人の復興部会」と「町の復興部会」を設置し、テーマを絞った重点的な議論を行う場とする考えであります。

今後のスケジュールについては、第1回復興町民委員会を6月下旬に開催し、その後秋にかけて委員会と部会をそれぞれ3回程度ずつ開催した上で、復興町民委員会から計画案を答申いただき、町民の皆様のご意見と議会との協議を踏まえた上で、年内をめどに第二次計画を決定してまいりたいと考えております。

また、5月23日に自民党東日本大震災復興加速化本部長同席のもと、自民党県連から、「県内の学校などにある除染土壌等を早急に中間貯蔵施設に搬入できるよう、大熊・双葉両町の町有地を使用させてほしい」という要請がありました。

私としても、福島将来を担う子供の心身の健康を守るためには、学校などに仮保管されている除染土壌等を一日も早く搬出することは喫緊の課題だと認識しており、今回、中間貯蔵施設建設用地として提供するかどうかの議論とは切り離れた上で、庁議で可否を議論し、教育的・人道的見地から一時的な仮置き場として町有地の使用はやむを得ないとの結論に至り、町議会全員協議会の中で説明させていただきました。

町議会からは「まずは町民の意見を集約すべき」といった意見があったことから、町有地の取り扱いについて町民の皆様にご説明した上で意見をお聞きし、しっかりと結論を出していきたいと考えております。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

報告が1件、専決処分の承認が8件、条例の一部改正が4件、平成28年度補正予算（案）が2件、合わせて15件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（佐々木清一君） 日程第5、報告第1号 平成27年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第1号 平成27年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてですが、平成27年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、アーカイブ事業、常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業の3事業、合わせて3億2,457万2,000円を平成28年度に繰り越す手続をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

○議長（佐々木清一君） 以上で報告第1号 平成27年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを終わります。

◎議案第37号から議案第50号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第37号から日程第19、議案第50号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第50号までを一括上程いたします。

◎議案第37号から議案第50号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第37号から議案第50号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第37号 専決第1号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第6号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,647万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は83億2,895万2,000円となりました。

歳入について申し上げます。地方交付税は、特別交付税の額の確定により6,803万4,000円の追加となりました。また、事務事業の確定によりまして、国庫支出金は406万3,000円の減額、県支出金は1,201万2,000円の減額、繰入金は8,850万5,000円の減額となりました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定などにより、多くの科目で減額補正いたしました。

議案第38号 専決第2号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてありますが、歳入歳出それぞれ3,679万円を追加し、歳入歳出予算の総額は16億9,713万8,000円となりました。歳入は、国庫支出金が2,005万6,000円の追加、県支出金が1,153万9,000円の減額、療養給付費交付金が3,344万6,000円の追加となりました。歳出は、保険給付費の療養諸費を429万1,000円減額、出産育児諸費を294万円減額いたしました。

議案第39号 専決第3号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてありますが、歳入歳出予算の総額3億2,332万7,000円のうちで、歳入の補正を行いました。使用料及び手数料を27万1,000円追加し、一般会計からの繰入金を27万1,000円減額いたしました。

議案第40号 専決第4号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてありますが、歳入歳出それぞれ2万8,000円を減額し、歳入歳出の総額は10億1,044万2,000円となりました。歳入は、支払基金交付金が2万8,000円の減額となり、歳出は保険給付費の介護サービス等諸費の2万7,000円を減額し、地域支援事業費の介護予防事業費を1,000円減額いたしました。

議案第41号 専決第5号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてありますが、歳入歳出それぞれ758万2,000円を追加し、歳入歳出の総額は3,439万1,000円になりました。歳入は、諸収入の償還金及び還付加算金が7,000円の減額、雑入が758万9,000円の追加となりました。歳出は、総務費の総務管理費を1万1,000円追加し、諸支出金の償還金及び還付加算金を7,000円減額し、予備費を757万8,000円追加いたしました。

議案第42号 専決第6号 双葉町税条例の一部改正についてありますが、これは平成28年度地方税法の改正に伴う改正であります。主な改正内容は、法人税割の税率を引き下げること、現行の軽自動車税を種別割に名称変更すること、軽自動車環境性能割を導入し課税の見直しをすることなどです。

議案第43号 専決第7号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてありますが、これは地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年4月1日に施行されたことに伴う改正であります。改正内容は、基礎課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるものです。また、国民健康保険税の軽減措置の算定に係る5割軽減及び2割軽減の所得判定基準となる被保険者数1人当たりに乗ずる額をそれぞれ引き上げるものです。

議案第44号 専決第8号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてありますが、歳入歳出の総額105億5,000万円のうちで、歳出の補正を行いました。総務費は、熊本地震に伴う見舞金100万円を追加し、教育費は学校給食調理等委託料、リオデジャネイロオリンピック出場選手壮行会経費など、合わせて559万9,000円を追加いたしました。これらに伴い、予備費を659万9,000円減額いたしました。

議案第45号 双葉町職員定数条例の一部改正についてありますが、これは組織機構及び事務事業の見直しに伴い、定数内職員の調整を行うため、改正するものです。

議案第46号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてであり

ますが、これは東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い適用期間を延長し、改正後の規定は平成28年4月1日から遡及適用するものです。

議案第47号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてであります。これは福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い適用期間を延長し、改正後の規定は平成28年4月1日から遡及適用するものです。

議案第48号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは平成28年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴い、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分それぞれの税率を改正するものです。平成28年4月1日現在の被保険者をもとに試算した1人当たり平均の税額及び1世帯当たりの平均の税額は、昨年度と比較し減額となります。

議案第49号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ423万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は105億5,423万6,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。使用料及び手数料は、行政財産の使用料として83万5,000円を追加いたしました。国庫支出金は、個人番号カード交付事業費補助金額の変更により149万1,000円追加いたしました。寄附金は、ふるさと応援寄附金、ふたばっ子教育支援寄附金として94万5,000円を追加いたしました。繰入金は、児童生徒海外派遣事業補助金の財源として、ふたばっ子教育支援基金繰入金95万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、コミュニティーセンターの設備賃借料など595万9,000円を追加いたしました。民生費は、災害救助費に双葉町町民会議報償や仮設住宅除草業務委託料など329万6,000円を追加し、農林水産業費は農業委員会委員の試験栽培作業旅費など141万1,000円を追加いたしました。教育費は、事務局費の児童生徒海外派遣事業補助金や小学校教育振興費の特別支援教育非常勤講師賃金など299万7,000円を追加し、諸支出金は各基金への積立金として94万6,000円を追加いたしました。

議案第50号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額は3億659万9,000円となります。マンホール補修に要する資材を購入するため、歳入に一般会計からの繰入金30万円を追加し、歳出は公共下水道事業費の下水道維持費に原材料費30万円を追加するものです。

以上、提案いたしました議案等についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

(午前10時26分)

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年6月16日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

4番 菅 野 博 紀 君

1番 羽 山 君 子 君

散 会

○出席議員（7名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 羽山君子君 | 2番 | 白岩寿夫君 |
| 3番 | 高萩文孝君 | 4番 | 菅野博紀君 |
| 5番 | 清川泰弘君 | 7番 | 岩本久人君 |
| 8番 | 佐々木清一君 | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|--------|
| 町長 | 伊澤史朗君 |
| 副町長 | 金田勇君 |
| 教育長 | 半谷淳君 |
| 総括参事 | 武内裕美君 |
| 秘書広報課長 | 板倉幸美君 |
| 総務課長 | 舶来丈夫君 |
| 復興推進課長 | 平岩邦弘君 |
| 戸籍税務課長 | 井戸川陽一君 |
| 建設課長 | 猪狩浩君 |
| 産業課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニティ センター所長 | 志賀睦君 |
| 住民生活課長 | 松本信英君 |
| 健康福祉課長兼 青年婦人会館長 | 橋本仁君 |
| 生活支援課長 | 志賀公夫君 |
| 教育総務課長 | 小野田真澄君 |
| 会計管理者 | 山本一弥君 |
| 代表監査委員 | 五十嵐一雄君 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記 | 高橋春枝 |

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。議席番号4番、通告順位1番、ただいま議長の許可が出ましたので、通告に従って一般質問をしたいと思います。

1番、中間貯蔵について。今年3月末で終了したパイロット輸送後の搬入について、井上環境副大臣、町長、議会とで4月に協議を行いました。現状を考えれば、パイロット輸送の継続が適当という判断をし、その間国は地権者との交渉をさらに加速させること、また町民に対しての補償・賠償の継続等についてもあわせて進めること等も含め、1年間の継続輸送に至ったと記憶しております。

今般、県内の学校施設のフレコンバッグを夏休みを使って中間貯蔵施設内の町有地に搬入したいと、5月の全員協議会の中で町長からの説明がありました。パイロット搬入の計画で、国、県が最優先にやるべきことだったにもかかわらず、メディアを使って責任だけを押しつけられているように思えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。4番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、中間貯蔵施設について。自民党東日本大震災復興加速化本部等からの要請のあった県内の学校などにある除染土壌等の中間貯蔵施設内の早期搬入と、それに伴う町有地の使用についてのおただしですが、5月23日に自民党東日本大震災復興加速化本部の額賀本部長と党県連の吉田幹事長から、県内の学校などにある除染土壌等を早急に中間貯蔵施設に搬入できるよう、大熊・双葉両町の町有地を使用させてほしいと要請がありました。

それを受けまして、5月26日の議会全員協議会の場で、私は、福島将来を担う子供たちのため、学校敷地内に保管されている除染土壌を一日も早く搬出することは喫緊の課題であると考えており、あくまでも一時的な仮置き場として町有地の使用について提案させていただきましたが、議会からは、町有地の使用については町民の理解が第一であるため、町民の意見を伺うべきであるとの意見をいただきました。

町といたしましては、今回の学校などからの除染土壌等受け入れに当たっては、当町の子供たちも県内各地の学校に就学していることもあり、教育的、人道的な立場から、あくまで町有地の一時的な仮置き場としての使用を考えており、なし崩し的に町有地での一時保管が拡大されることは想定しておりません。さらに、地権者の方々には十分な配慮を行い対応するよう、引き続き環境省に強く求めてまいりたいと考えております。

町民の皆様に対しましては、中間貯蔵施設建設用地としての町有地の提供ではないことを十分に説明の上、幅広く意見をお聞きし、判断していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

町長の言っていることは、ちょっと矛盾しているのかなと。もともとの話では、町有地は一切出さない、ある一定の町民の方々の買収等が進まなければ出さないと。きのうの行政報告の中で、非常に議会をばかにしているのかな、町民をばかにしているのかなというような文章が随分あります。額賀本部長と県会議員、これ自民党が今政権与党の中で、今までパイロット搬入の中で環境省、大臣は誰ですか。どこの党の方ですか。最優先課題でやらなくてはならないことをやらないで、これ書いてありますよね、僕の通告にも、やらないで、その責任だけを我々の地方に押しつけるというのは、ちょっとおかしくないでしょうか。

ましてや、当町双葉町は、原子力発電所は爆発していません。福島第一の5・6号機が双葉町にあります。今もってちゃんとした形で、被害は受けたかもしれませんが、あります。今まで東京電力、ましてやこの中間貯蔵についても、私たちの町の原因が爆発したわけでも何でもない、水素爆発したわけでも何でもない中に、協力していた立場です。その中で、ちゃんとした賠償も何も進まない、今後のことも何も決まらないというのはちょっとどうかと。それを決めてからお話ししてくださいということを環境副大臣に言って、パイロット搬入の1年間の延長、ましてやパイロット搬入で使う場所がまだ余っているということで、そこに入れていきますよという話が、また5月になったら話変わったと。これでは理解得られないと思いませんか、町長。このことに関してどういうふうに説明していただけるのか、ちょっと町長のほうからご答弁いただきたいです。

あと町長、私思うのですけれども、福島県の子供たちを守りたいというのであれば、県知事か県会議員に出てください。私たちはあくまでも双葉町の町民を守るための立場の人間なので、福島県の子供たちという答弁があるのであれば、町長としては私はふさわしくないと思います。当町の人間がど

れだけいろんなところでやられているかということは、3番のあれでちょっとお触れしますけれども、当町が、双葉町の住民とか、双葉町が悪いことをして今避難生活をしているわけではありません。ましてや、この中間貯蔵に関しては、もしそういう決断をするのであれば、住民投票だと思います。何も決まらないのに、中間貯蔵だけはいはいというわけにはいかないと思いますよ。そこの中間貯蔵施設の地権者だけの問題ではなくなってくると思うのですよ。帰還するときに、そういうものがあって、迷惑施設ですから、現時点でやったときにどういうふうになるかというのは、町長これはまさしく就任以降回数しかやっていない町政懇談会ですよ。町政懇談会を開かずに、各有識者、双葉町でいう有識者の方々の話を聞いてだけ進めるのでは、これは大きな問題で、どうしようもなくなると思います。もし本当に町長がこういうものをやるのであれば、ぜひ住民投票をして、アンケートなどではこれははかり知れないです。そういうことをやってからでないと、私はこれは町の重大事項も重大事項、大変な問題だと思うのですけれども、その3点についてお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、今回の汚染土壌、福島県内にあります学校の汚染土壌の搬入について、町有地を提供するのはおかしいのではないかと、優先順位としておかしいのではないかとというおただしであります。このことにつきましては、まず各搬入先の自治体と環境省との協議でありまして、その搬入される順序につきましては、我々が関与していたということではないということをもまずご理解いただきたいと思っております。

その上で、今回問題になっております県内各地の学校の汚染土壌についてであります。先ほど申し上げましたとおり、当町の子供たちも県内各地の学校に就学していることでもあるということも答弁の中で申し上げております。まず、町民の声を聞いてやるというふうなおただしでございますが、まず学校などに置かれた汚染土壌等を早急に搬出すべきという考え方は、多くの関係者の共通認識であり、解決すべき課題であると思っております。

一方、これまで、地権者の方々の重圧とならないよう、一定程度の割合で同意が進むまでは、町有地の最終的な取り扱いは見合わせてきたところであります。そのような中、今回の要請を受け、まずは執行部としての方針を整理した上で議会に説明することが必要であると考え、庁議において可否を議論しておるものでございます。結果としまして、執行部としては、中間貯蔵施設建設用地として最終的に提供するかどうかの議論とは切り離れた上で、あくまで一時的な仮置き場としての町有地の使用はやむを得ないとの考えに至っております。それで議会に説明をさせていただきました。

議会側からは、まずは町民の意見を集約すべきといったご意見をいただきました。我々といたしましては、議会の意見を尊重し、町有地の取り扱いについて、町民の皆様にご説明した上で意見をお聞きし、しっかりと判断してまいる考えでありますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

また、住民投票の判断につきましては、今現在我々ができ得る最善の方法として今回議案の中で補正として提出をさせていただいておりますが、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

前回の全員協議会におきまして、先ほど住民投票の件でございますが、まずは町民の意見を集約すべきとの意見をいただいたことから、真摯な対応をし、受けとめ、誠意を持った対応すべく、各地域、各分野、各界などからの意見をお聞きするための手法として検討しているものでございます。

現在、双葉町町政運営に何らかの形でかかわる町民の皆様のご意見を直接お聞きし、判断させていただくことがより適切であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 町長、今回は「ご答弁ありがとうございました」と言えません。先ほど言いました。では、そこの避難している子供の自治体の長なのですか。双葉町長ではないのですか。自分の勝手な判断でパイロット搬入を進めたことによって大きな障害が出ているという、町民から直接言われていますよね、町長。その方、この前亡くなりました。非常に悔しがって亡くなっています。そういうことも無視して進める町政の長としては、僕はどうなのかなと。多くの自分の調子いいところの話しか町長は聞かないではないですか。先ほど言いましたよね。町政懇談会何回やったのですか。避難生活でいっぱい出てくるものがありますよ。政治家として、町長としてやらなくてはならないことは、やっていないのですよ。それで調子いいようなときに、双葉の子供も、先ほど言いましたよね、ではそこの長になったのですか。どこの市町村を言っているのですか、指しているのですか。それ全部教えてください。それが一つです。

あと、のこのこ、のこのこ、5月23日に自民党の、そんな額賀さんだかなんだか知らないですけども、呼ばれて行っているところではないでしょうというのが。そういう時間があれば、町政懇談会でできるのではないですか。偉い権力者の話は聞いて、双葉の町民を捨てているようにしか私には見えません。今後きょう3つ出しています。補償・賠償について、避難生活について、ここでもどンドン触れるものがありますが、今環境省がやっている行動、予算余ったから、これは国会でも委員会のほうで出ているので、言っても構わないと思えますけれども、もう何でも言いますよ、はっきり言うと。環境省、余っている予算の中で何をやっていきますか。埋めているやつを出してシートを保管してくれないかと。何で埋めて安全なやつ出したりなんかしているのですか。そこはまだつかんでいないと、きのう町長言いましたよね。そういう予算余っているものがあるのであれば、こうやって困っている人たちのところに、ちゃんとそういう配慮をするべきではないのですか。ほかのところにはそういうふうにちゃんと出しているのですよ、土地代とか何とか、保管場、フレコンバッグの。双葉町の今貸しているあの企業の方々、今のパイロット搬入している置き場、あそこは無償契約ですからね。それは町長、僕、書類も全部あげているではないですか。言っている、言っている、やっている、やっている、結果は出ていない、それでは何の話にもならないのではないですか。何でこういうときに話をしないのですか。「額賀本部長、自分で見に来なさいよ」、それくらい言えないのですか。どっちが被

害者なのか、どうなのか、そんなことも伝えられないような町長では、陳情とか何行っただって……100個上げて今何個通っていますか。被害者のほうが何で頭を下げに行かなくてはならないのですか。

環境省、最近2回来ています。井上副大臣、2回来ています。その前までは、何言っただって上に通っていない。職員しか来ていないですよ。それどころか、説明に大臣も来れないような不始末なのですよ。当町に来ていますか。そういうところが私たち、もう陳情に行かないとならないと思います。だけれども、町長が陳情に行っている意味を教えてください。何が通ったのか。どうなのか。今、町長あと半年ぐらいしか任期がない中で、3年半町長やってもらった中で、何の実績もない町長に私には見えます。ただ、パイロット搬入、それは双葉の町民のためにならなかった。なったか、ならなかったかといったら、ならなかったと思います。何も話が進んでいないから。パイロット搬入許可するのはいいですよ。それは29年度以降の賠償、それ以降のいろんなものが決まってパイロット搬入とか、そういうのはわかりますよ。建設の受け入れ、それをやってくれれば。議会、僕らは説明受けて、それをやってくれればいろいろな話が進むからということで、受け入れましたよ。町長を信用しましたよ。信用したら、逆にやったのは、勝手にパイロット搬入の許可出ただけではないですか。それで町長としての役目を果たしているのですか。

多くみんな食べていける人たちとか、そういう人たちはいいですよ。今、避難生活で非常に苦しんでいる人たちがいるのです。後から触れますけれども、双葉の町民でお墓も買えなくている人たちが、亡くなってからもお骨が避難生活ですよ。そういうことをちゃんと考えて町政運営していただかないと、とんでもなく私はきのうの行政報告、納得できません。はっきり答えてください。言われたことにちゃんと答えてください。言いわけとか、ご理解してくださいとか、そんなものは要らないので。町長、そんなことでみんな自分の人生とか自分の財産をとられているということをわからないのでしょうか。町長は自分でもその賠償が納得いかなくて裁判まで起こしたグループではないですか。ここ数年かかって、そういうのにも屈するような男になってしまったのかなというのが、僕は非常に残念です。

「双葉から遠く離れて」のパート2、この前見せていただきました。町長、ある一面のところでお泣きになりました、記者会見の中で。その気持ちを忘れていただきたくない。その質問は、「町長の今の原動力は何ですか」と。「いや、双葉の町民のことを思うと」と涙ながらに言っていた、あの町長には戻れないのですか。そこら辺もちょっと含めてご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、町長に就任しまして3年数カ月、どういうふうな実績があるかとのおただし、また町政懇談会の数の少なさ、あとはいろいろな双葉町の町民の置かれている現状についてのおただしだっと思われていますが、まず町政懇談会につきましては、町長就任当初から、年に1度ではありますが、県内外十数カ所ずつで開催をさせていただいております。それでは全然町民の声を聞いていないのではないか、

少ないのではないかというふうなご指摘でございましたが、現在でき得る限り各自治会、各行政区の総会等々、私の体が都合がつけば出席をさせていただいて、いろいろな懇談をさせていただいているということもあわせて申し上げておきます。

また、受け入れ土壌の部分で、避難先の自治体の長でないかというふうなご指摘でございますが、私の言っているのは、それぞれの避難先自治体に双葉町の子供たちもお世話になっている学校がありますよということでございます。そういったことで、双葉町の子供たちもそれぞれの避難先自治体の汚染土壌、それぞれの学校にお世話になっているということを考えて判断をしたいというふうな意味合いで言ったつもりでございます。

町政懇談会等々、今後、ご指摘あったようなことに関しまして、改善できるものは改善していきたいと思っておりますし、実績につきましては、これは行政報告等でも話をさせていただいておりますし、単純な話で具体的には高速道路の無料化、医療費の減免、そして生活再建支援金の継続等々、実際に町として動いているだけではございませんが、効果のあった対応だと思っております。また一方では、避難している住民の皆さんの損害賠償の住宅再建、これに関しての住宅確保損害の対応は、双葉町独自に頑張った結果だというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(何事か言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時22分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

4番、菅野博紀君。

○4番(菅野博紀君) ご答弁いただかなかった資料に対しては、もう要りません。

2番の補償・賠償について。平成29年2月以降の補償・賠償については、何も決まらずに避難生活が続いています。今後の生活に不安を感じている声を聞きますが、行政としてはどのように対応していくのかお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 2番、補償・賠償について。平成29年2月以降の補償・賠償については何も決まらず、避難生活が続く中、今後の生活に不安を感じている声を聞くが、行政としてどのような対応をしていくのかのおただしですが、これまで町では国や東京電力に対し、町民の被害実態に即した賠償を行うよう再三にわたり求めてきております。平成29年2月以降の補償・賠償につきましても、引き続き町民に寄り添い、その被害実態に即した賠償を行うよう国や東京電力に対して求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。これは、きのうの行政報告の中に、前は町長もよく言っていた、日本の復興に福島第一原子力発電所の復興はかかわるような話をしていました。これも場違いな発言だと思います。双葉町の復興には非常に、日本の発展に僕らの地域というのはご協力していた地域です。そして、日本の復興にも協力をしよと。それは、もちろん国民であり、私たちもそれだけのことをやろうと、私も含めて思っています。ただ、国民の権利及び義務、これちゃんとした法律があります。例えば人権とか、いろんな権利を保障をちゃんとされていないのですよ。だから町長、やっぱり町長が実際にそれ先頭に立ってやっていますよね、補償・賠償の、やりましたよね、一番最初。それはそぐわないと思うからですよ。個人個人が同じ金額であるはずがないのですよ、日本の法律上では。

それは、「中間指針」つくりましたよと。「中間指針」は法律ではないのですよ。「中間指針」をつくった理由というのは、国はですね、結局多くの被害者がいるから、後でちゃんとするからというように私を聞いています。いつになったらやるのかなと。やっていないのですよ。ちょっと調子が悪くなると、個人のことなのと言いますけれども、個人のことと言いますけれども、双葉町あつての行政なのか、町民あつての行政なのか、そこら辺ちょっと勘違いなされていませんか。このまま行ったら、このまま行ったらですよ、さっきの話と同じで、国を守って町民を守らない。行政というのはそういうものではないと。ちょっとこれ資料忘れてきてしまってあれですけども、行政のあり方とか、そういうものもありました。そういう中で、法律とか、そういう中でのことを言えば、今当町がやっていることというのはちょっとおかしいのかなと。ほかの地域、大熊のことを町長出しているの、私もはっきり言わせてもらいますけれども、ほかの地域で帰還したところは、帰還後1年間ですよ、今28年の、ただいま6月であります、1年もたたないうちに大体その賠償が終わってしまう。もう終わりですと言われたではないですか、公式な場で。議事録引っ張ってきてやりますか、町長。言っているだけではだめなのですよ。そういうものこそ実績なのですよ。人の命なのですよ。そこら辺を考えて、働きかけます、何をしますと、何回同じ答弁しているのですか。

そうだと思えば、きのうの行政報告の中で、「固体廃棄物貯蔵庫第10棟以降の施設について整備を進めていくこととしております」と。僕たち知らないですけども、どこでそんな話が決まったのでしょうかね。そこら辺がちょっとおかしくないですか。自分たちのことをやるよと、だけれどもほかの人だけ、やったほうの人たちが、例えば車にぶつけられて、自分の車は新車にしましたよ、おめえの車は知らないよと、そんなのが世の中通りますかという話をしているのですよ。それで、へこへこ、へこへこ頭下げているところではないではないですか。町長、私1回、石崎代表に言いましたよね、うちの町としては町長と議会の議長と出ています、あなたでは役不足だよと、何で社長、会長が来ないのですかと。石崎代表に私は言った覚えがありますけれども、皆さん聞いているだろうと思うので。町長、そういう町長が話しする場というのは、額賀さんに何にしても、いわゆるメディア、テレビね、特にテレビはうそをつかないので、新聞はうそをつきますけれどもね、そういう前でやっていただけな

いでしょうか。でなければここで、ライブ放送を使ってやらしてもらわなかったら、ちょっと僕は信用ができないですね。僕たちも言っているのは言っているのですけれども、やらしてもらえないとかなんとかと、すぐいいよ、いいよとやってしまったら、何の交渉にもならないですよ。交渉というのは、相手がちゃんとしてくれるからこっちも協力するというのだったらわかりますけれども、何も協力していただいていないのに何でこちらだけがみんな迷惑施設とかそういうものを、中間貯蔵も含めてそうですけれども、固体廃棄物建屋というのは、何も別に当町に入れなくてもいいのではないですか。

確かに固定資産税の問題とか、そういういろいろのことがあります。ありますけれども、実際これ迷惑施設ですよ。これがあることによって、例えばいいものを、町が復興してすばらしいものができたとしても、いや原発危ないから、爆発したところだぞと、それで放射能高いところのがいっぱいあるのだぞということで、来てもらえなくなる。要は風評被害ですよ。今後の風評被害も見込めるものに対して協力するのであれば、ちゃんと当町の、町民の賠償、補償もちゃんとしてほしい、私はそう思います。

ましてや、29条3項にある直接補償の請求とかというので、完全賠償と相当賠償のと2つあるのですよね。全然そこに行っていないではないですか。完全賠償というのは、あくまでも同じような土地で同じようなものを、それだけのことをできると、それがお金になるか、そういうものをつくるかと、それが普通ではないですか。それも何もやっていないようなところで、法律に……ちょっと、日本って法律を守らないとだめであれば、当町の人たちは国民の権利を阻害されているので、法律守らなくてよろしいということを言われているような感じするのですよ。

今まで一生懸命働いてきて、先祖から引き継いできて、自分でつくってという人たちが一生懸命やったものを、全部これ法律のもとに、僕は北朝鮮……済みません。ちょっと言葉改めます。他国で大変な、自分のところの国民を国民と思わないような、すぐ殺してしまう、何してしまうと。命とられるか財産とられるかのどちらかの問題に、当町の行政として協力しているようにしか見えないのですけれども、そこら辺をわきまえて、今後どうするかということを知りたいです。言っていますではなく、今後どうするのですか。29年2月までにこうしますという方針を出してくださいよ。そのぐらいが大体町長の任期なので、最低でもこのぐらいしますというご答弁をください。それができないのだったら、ご答弁要りません。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

いろいろご指摘ありましたが、まず賠償について、いつも同じ答弁で何も進んでいないというご指摘でございます。被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟に行われるよう、先日13日には福島県民の総意として、福島県原子力損害対策協議会から国や東京電力に対して、原子力損害賠償の完全実施を強く求めたところであります。引き続き町としても町民に寄り添い、被害実態に即した賠償を行うようしっかりと求めてまいります。

先ほど議員から東京電力の1号機から6号機までの話がありました。事故を起こしたのは1から4までで、双葉町分の5号機、6号機はそうでないというご指摘ありましたが、福島第一原子力発電所というのは1号機から6号機を含めての判断ということでございます。当然9号棟の固体廃棄物貯蔵庫の迷惑施設の件に関しましても、それ以降のことにつきまして、東京電力にきちっとした対応を求めているところでございます。先ほどご指摘ありました10号棟を進めるというふうな発言ではなく、東京電力としてそういう対応をしていきたいというふうな行政報告で話をしていると思っております。

一方、10号棟以降の固体廃棄物貯蔵庫につきまして、ではどうしたらいいのかということをお考えたときに、前々から補償と賠償と廃炉の問題はこれは切り分けて考えなくてはならないということをお話をさせていただいております。そういった意味で、廃炉を進めるという取り組みは、これは当然進めなくてはならないし、一方、賠償についても、個別案件も含めて、被害者の賠償、被害実態に沿った取り組みをするようにということは、何度も東京電力、国には申し入れをしているところでございます。その部分でなかなか結果が出ていないということのご指摘でございましたけれども、今後も粘り強く結果の出るような取り組みをいろいろ対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 時間もちょっとなくなってくる中で……行政報告、双葉町議会定例会行政報告というこの紙をいただきました。町長、これ読みました。これが行政報告だと。東京電力として固体廃棄物、東京電力として、ここで切り離させてもらって、固体廃棄物建屋貯蔵庫と。これ双葉町の行政報告に東京電力の意見も入れなくてはならないのですか。まずはそこが言いわけではないのですか。行政報告の中で東京電力としてという今ご答弁がありました。では、普通の民間会社のこういうふうにしたということは、今後行政報告に入れられるということですよ。町民の意見も入れられるということになるのですよ。私は先ほど言いましたよね、来年の2月までにこうするというものがなければご答弁は要りませんと。そこが答弁されていません。

それで、切り離すというのは、何を切り離せばいいのですか。手と足切られて、切り離して考えてください。全体でやられたことですよ。財産問題もみんなそうではないですか。精神的問題も、権利の問題も全部全体的でやられたのに、その人にとっては一つのことなのです。行政にとっても一つのことなのです。そんなばらばらにして全部解決できるかといったら、できないではないですか。この部分は賠償しますよという段階制だったらわかりますよ。どうやったら切り離せるのですか。私、そんな話聞いたときないですよ。例えば交通事故で首痛めました。あと足骨折しました。首の分は終わったからもう切り離すね、足の分は終わったから切り離すねって、そんな理屈に合わないことをしないでくださいよ。全部一緒ですよ。今後双葉町の復興にかかわっていく我々が、我々より多分もっと下の年代になるかもしれないですけども、そんなことをやっていたら、いつまでたっても何にも

終わらないではないですか。それどころか、就労不能損害をもらえなくなったりなんかして、職場でいじめられて、鬱病になって、就労打ち切られて、今後どうしようという人たちがいっぱいいらっしゃるのですよ。それで、それとこれとは別ですからと。何が別なのかを言ってくださいよ、逆に言えば。

原因は、東京電力福島第一原子力発電所の1号機から4号機の中で何があったのかという原因は一つなのですよ。それもちょうんと津波対策も全部出たのにやらなかったという現実の一つではないですか。ましてや、中間貯蔵も含めて言わせてもらえば、国は民間企業の下請やっているのですよ。後で金取ると言っているのだから、ちゃんと。それをやっているにもかかわらず、国と東京電力さんが組んで、結局は賠償も何もしない。それに大きく言わせてもらえば、メディアとか、そういうものをちゃんと使ってね、都合悪いことはメディアも出さないですよ。どれだけのことをやられていますか、双葉の町民は。自分たちで何とか家建ててあれしました。壁に落書きされたり、ガラス割られたり、いろいろな問題、次に出してきますけれども、あるわけですよ。それでも双葉町民は我慢しなくてはならないのですか。国民の権利ってどこに行ったのですか、これ。これはあとコピーとか全部渡してやりますけれども、今はインターネットですぐ調べられるのですよ。国民の権利ってどこにあるのか、双葉町の町民に。切り離すとかなんとかなんて、切り離して一つでも何かうまくいったことがあるのですか。高速道路は実績だ、医療費は実績だって、一年一年延ばしているだけです。前町長のときからやっているではないですか、そんなのは。それを何年って、帰れるようになるまでとかとやったのだったら実績になりますけれども、自分で自己評価しないでくださいよ。多くの町民の方は、私が聞く多くの町民の方は、そんなことを全然言っていないですよ。

とりあえず私が聞いているのは、いいですか、平成29年以降の賠償に関して、できるのかできないのか。町長、昨年8月28日に東京電力復興代表、石崎さんが来ました。そのときに、もう終わりですとはっきり言われているのですからね。それを受け入れていないですって。あっちは終わりです、こっちは受け入れていません、ただそれだけの本当子供のけんかみたいな話なのですよ。俺は殴られました、殴っていません、そのくらいの話ではないですか。来年の2月まで、任期満了までにちゃんとできるのですかって、どこまでやるのかということを知っているのですよ。要望していきますとか、そんな話を聞いているわけではないのですよ。何回行ってもだめだったら、その経費がもったいないのですよ。そういうところをちゃんとできるのかできないのかを僕聞いているのです。そこら辺にお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、切り分けるということで、ちょっと誤解があったので話をさせていただきたいと思います。まず、廃炉に関しましては、双葉町を含めた双葉地方の復興に関しては、絶対これはやらなくてはならない取り組みだと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

一方、賠償を軽んじているわけではなくて、賠償の取り組みにつきましても精いっぱいやっていかななくてはならないし、今後双葉町の町民がまだまだ避難生活が継続していくということを考えたときに、この取り組みは精いっぱいやっていかななくてはならないというふうに考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

来年2月までできるのかどうかということでございますが、まずこれに関して断言できるものは持っておりませんし、ただ町長として全力で賠償の取り組みはしていくと、そういうふうにお答えするしかございません。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 3番の避難生活について質問させていただきます。

いつ終わるか分からない避難生活も5年以上続き、さまざまな問題が生じています。これらの問題をどのように聞き、どのように解決しているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、避難生活について。避難生活も5年以上続き、さまざまな問題が生じている。どのように解決しているかとおたがひですが、避難生活における町民の方々の問題は、避難当初より町として誠意を持ってお応えしているところです。当初は、生活基盤である住宅や住みかえの問題、近隣住民とのあつれき等の問題や、役場組織が県外に移動したことによる相談もありました。現在では、自立再建された住宅の避難先自治体、住民との問題、将来の生活不安、復興公営住宅入居、東電賠償等多岐にわたる相談があります。町としましては、町民の方々に対して関係各課で問題を共有しながら適切に対応してきており、今後も親切丁寧な対応を心がけていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。親切丁寧に応えているということと、誠意を持ってというような、私利私欲を離れて、正直に、熱心にやることを誠意という言葉が、辞書にはそういうふう書いてあります。町長これ、復興祈念公園等とか、そういうもので説明会に町長が行っていらした場所もありますよね、町長に直接聞いたという方からのお話があります。僕たちは、万が一この事業が決まって……聞いていないのかな。では、いいです。

その方のあれは、祈念公園が決まった場合、私たちの住所はどこになるのかという質問を受けているはずですが。環境省と同じではないですか。ただやっただけ。後で、それは答えられないのでお答えしますと言って、その方にまだ連絡がないという一報が私のところにあります。約束は守るべきだと思います。これが誠意ということですよ。例えばですよ、政治決着しなくてはならないこと、先ほど言った子供たちを守る、これは実際に言うとな道的にというようなことを町長、きのうの行政報告の中でも「人道的」という言葉を使って言っています。「人として守り行うべき道にかなうさま」が「人道的」の意味です。

当町の町民の中で、家を中古で買ったりした人がいます。その方々が、今何人かの方から連絡いた

だいたいで、ごみが捨てられないと。ごみを捨てられないのですよと。もう町長はどこの地域だかわかっていらっしゃると思うので、ごみが捨てられないから、どこに捨てるかということで悩んでいる人たちがいます。何でと言ったら、隣組に入らないから、入れないから。入らない人と入れない人はごみを捨ててはだめな地域があるそうなのですよ。そういう話も多分町長には耳に入ってきていると思うのですが、これは最近の問題ではないのですよね。最近の問題ではないものに対して、全然やっていないではないですか。だから僕は聞いているのです、どのように解決しているのかと。何も解決していらっしゃらないではないですか。当町で、復興祈念公園やりたいというのは町長の意見ですよね。これから駅西とか、いろんなものもやりますけれども、事業を決めて、環境省と一緒に、事業を決めて、地域の人間に聞かないで、決まったからやるけれども、あとのことは何もやっていない。では、その人たちは、双葉で復興やりたいのだという人ですよ。民民の売買、今だめですよ、当町の中では。やらせないようにしていますよね、環境省も、国としても。町長みずから出ていけとやっているのですよ、町民に。相手はそうとるのですよ、自分はそうではないと言っても。町長の言っていることは、確かに自分の中では100%いいことかもしれない。周りの人間からいったら、「ふざけんなよ」ということを言っている人が多くいますよ。勝手に何でも決められるのかということまで言われている方がいらっしゃいます。

さっきのごみの問題、これは政治決着ですよ。ですよ。普通にアパートに入って住所なくてもごみ捨てられるのに、当町の人間だと、これはさっき言ったではないですか、国民の権利、固定資産税払って、そういう請求は来るけれども、ごみも捨てられない町、そういうことに対応していらっしゃいますか。そのごみの問題。

あとさっき言った復興祈念公園なり何なりの問題ね、その中での問題。これは中間貯蔵施設の中の問題も出てきますよね。ただ簡単にやっていますけれども、あそこは遺跡とかいろいろ出るので。ただ掘ったらすぐ出てくるものがいっぱいあるわけですよ。国はそれを見つづけているかといったら、見つづけても何してもやってしまうのではないですか。今困っているのですから、時間もなくて。そういう議論もしないままにただ行って、額賀本部長に言われたからと。額賀本部長さんは多分茨城県出身ですよ。ぜひとも茨城県に中間貯蔵持っていつてもらいたい、自分の地元。それだけ人に言うようなあれではない。この人たちが政治家だとか、私は思っていない。国民を守るべくして政治家ですよ。

自民党の昔の方で田中角栄さんっていました。国民生活の陰にあるのが政治だと。僕はこの言葉にすごく感動しました。今、政治の陰にあるのが双葉町民ですよ。僕も自民党员として情けないですけども、これ選挙運動にでも使っているのかなというようなところに乗っかっていくわけにはいかないのですよ。双葉町民の方を守るため、守るためというより双葉町の町民の方を、双葉町を守るイコール双葉町民の方の生活を安定させなくてはならないと。今までと違うのですよ。

いろんな面で、本当にいじめられて鬱病になって、閉じこもってと。親が心配して、孤独死も出て

いる、最近すごく、亡くなっている人で、本当にいろんなところに行くわけですよ、そのときに本当に申しわけないと思うこといっぱいあるのですよね。先ほども言いましたけれども、それによって亡くなってからまで避難生活なのです。お墓あるのですよ、ちゃんと。そういうことも考えたことで、ちゃんと自分の今まで言ってね、町長、僕、町長の性格よくわかっていますけれども、人に褒められなくても自分で褒める性格なので、ぜひ人に褒められるということもやってほしいのですよ。この復興祈念公園の、今ここでライブ見ているでしょうから、その方たちも。復興祈念公園とかそういうところで、土地がなくなった人たちの土地は、役場とかそういうのではなくて、ちゃんとどういうふうにするのか、後で答えるって、もう数カ月たっているわけですから、今答えてください。それが一つ。

あとごみ問題と、それはどういうふうにするのか、今双葉町民が避難している自治体と、きょう議会終わってからでも、きょうは午前中で終わるでしょうから、ちゃんとその長と話してくださいよ。お墓の問題でも何でもそうですけれども、その長と話をすれば、条例規則の中に一文絶対入っているのですよね、その町の、市長とか町長、村長が認めたときというのはどこのあれでも入っているのですから、その政治決着をしてもらわなくてはならない。そういうことをやっていただけるのかどうなのか、ちょっとお聞きします。それ2つ目。

よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず初めに、双葉町と浪江町に隣接しました復興祈念公園の土地を持っている住民の皆さん、町民の皆さんということでしたが、今現在、復興祈念公園の用地のスケールがまだ決まっておられませんので、恐らく中野地区の産業復興拠点の話だと思います。そういったことに関して、確かに住民票の問題というのは受けた記憶があります。そのことにつきまして、まず県のほうに対応してもらいたいということの申し入れはしているのが現状です。当然中間貯蔵施設との関連性もありますし、そういったことで公共事業に協力をしていただく皆さんが自分の意思とは関係なく住民票の判断ができないというのはおかしいでしょうということは、県のほうにも申し伝えておりますし、まだ回答はいただけていないという現状でございます。

あとごみの問題ですが、これは議員もご存じのように、交付金で年間4万2,000円ずつそういったものの対応がなされているというのは、これ皆さんご存じだと思います。その部分の費用としても各自治体に、避難先自治体に入っていると。今ご指摘のあった自治体が私の思っている自治体であるならば、直接その首長に話をしまして、広報等でそういうふうな呼びかけをしていただいたということと、ごみを捨てるなどというふうな話のあったことに関しましても、そういうふうな被災をしている人たちに対しての対応をきちっとやるようにというふうな広報は出していただいたというふうに感じております。また、それが徹底されていないのであるならば、直接お会いをして、そういうふうな問題解決に向けての取り組みをしていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） わかっているのにやらなかったということなのかなと私は思います。額賀本部長等に呼ばれて福島に行く時間があるのであれば、一人でも多い双葉町の町民の方々のそういう解決に当たってくれるのも執行部としての仕事だと思います。今、大きな問題、大きな問題というのは今避難生活をしている双葉町の町民をどうやって守るのかということ。さっき言いましたよね、復興祈念公園ではない、中野のほうで、僕は復興祈念公園のほうの話であれしていますが、何も決まらないのに、町長みずから行ったら決まったと思うのは当たり前ではないですか。そういう手当てもしないで、何でそんな事業出てくるのですか。普通に、私さっき言いましたよね、町長がそういうふうにも思っても、相手のとり方ではないですか。では、その方にはまだ、数カ月たっているのに、何も答えていないということではないですか。僕、重箱の隅つつくようなことは余りしたくないのですけれども、やることをやってくださいと言っているのですよ……。後ろ、ちょっとうるさいですね。ここ議場なのですから。

重箱の隅つつくようなことをされざるを得なくさせているのは、町長の答弁ではないですか。行動ではないですか。常識のないようなことをされて、それを黙って我慢しろって、今まで全部のことを言えば、我慢しろってやられているのが当町の町民ですよ。私が思うところというのだったら、ほかの地域と全部話してくださいよ。郡山のお墓の問題とか全部、あるではないですか。町長、そんな額賀さんとかあれに呼ばれたからってすぐ行くような時間があるのであれば、そっちのほうをやるのが私は町長としての仕事だと思います。

いっぱい資料あります。1時間では足りないです。次回もこういうのはやらせていただきますけれども、町長、自分でやっている、やっていると言うのは、やっているうちに入らないですよ。人が認めてやるのが、やっているということです。そこら辺、ご自身でよくお考えになったほうがよろしいと思います。

きのうの行政報告で、非常に私のがっかりしました。ここまでの人間かと。私は町長になるときに命かけてやるからなんていう言葉をよく聞きましたけれども、口だけの人間はそこまでなのかなという評価に変わらざるを得なくなってきました。町長の、ご自身議員時代もいろいろあったでしょうけれども、今後そういう問題にちゃんといつ、例えば住所の問題に対応できるのか、最後のご答弁でいつまでにやるということをお願いしたい。その人たちの住所はどこに持っていけばいいのか。でなかったら民衆の、民間民間の不動産取引等に関してももう解禁していただきたい。抑えないでほしいと思います。ましてや、当町に出入りすることに関しては、法律上では問題ありませんから。そういうこともちゃんと法律の立法としてやっていただけるように、国にちゃんと言っていただきたいですよ。普通に自分の家に帰るのに許可持って帰る必要なんかないのですから。今、法律では、それ規制できるだけの法律は持っていないはずなので、そこら辺にもちゃんとしてください。

とりあえず住所移転の問題と、これに関してもう一度ご答弁をお願いします。やるのか、やらない

のか。お墓の問題もあります。いろんな問題ありますけれども、やるのかやらないのか。今全町民が行っている市町村に、ちゃんと政治決着してくださいよ。町長として、電話入れるなり行くなりして、こういうこと、いろんなことを違う地域でも入っていますけれどもという挨拶もしてこなかったらだめでしょう。ただ言っているだけではだめではないですか。一人でも双葉の町民ですよ。それが今までちゃんと話を聞かなかったことの、多分報いだと思います。それで、町政懇談会をもっとやってください。時間帯とか、いろいろありますから。言われるのが嫌で町政懇談会やらないというのだったら、町長やっているのも僕はおかしいなと思いますので、そこら辺、答弁お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

菅野議員からは住民票の取り扱い等々いつまでできるのかというご指摘でございますが、これは県のほうに今問い合わせをしておいて、県のほうからの回答待ちということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そういったようなことで判断できるもの、我々が我々の権限で判断できるのであれば、私としても判断したいことはいっぱいありますが、これは国、県、そういったものといろいろと話をしながら判断していかなくてはならないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） おはようございます。議席番号1番、通告番号2番、議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1、中間貯蔵施設について。先般、自民党から町有地提供要請に対し、町長は人道的・教育的観点から子供の健康を守るため要請を受け入れるべきと表明しました。そこで、次の点をお伺いいたします。

1、一時保管の期間は何年か。

2、必要面積30ヘクタールと報道されているが、これまで搬入されている置き場の空きスペースはどのくらいあるのか。

3、財産の貸し付けに対して、貸付料が発生すると思われるが、どのように対処されるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、中間貯蔵施設について。（1）、一時保管の期間は何年かのおただしではありますが、5月23日、自民党東日本大震災復興加速化本部等により、県内学校施設などの除染土壌等を早急に中間貯蔵施設

に搬入できるよう、双葉・大熊両町の町有地を使用させてほしいとの申し入れがありました。まずは福島の未来を担う子供たちのために町有地の一時使用ができないかというものであるため、その他保管の期間など具体的な話はありませんでした。

保管期間については、他の保管場同様、中間貯蔵施設建設用地取得、さらには施設建設の進捗次第であり、現時点では具体的な年数を示すことが困難とのこととあります。

当然ながら、中間貯蔵施設建設は国が責任を持って取り組むべき事業ですので、その用地の取得については、町民に寄り添いながら着実に進めることとあわせて、さらなる加速化により一時保管の期間ができるだけ短くなるよう環境省に対して改めて強く求めてまいります。

(2)、必要面積30ヘクタールと報道されているが、これまで搬入されている置き場の空きスペースはどのくらいあるのかのおただしであります。環境省からは、双葉町内で使用している保管場につきましては、現在約3万立米の空き容量があり、新たに確保した用地に整備する保管場と合わせれば、約7万2,000立米程度は容量が確保できる見込みとの説明を受けております。

(3)、財産の貸し付けに対して、貸付料が発生すると思われるが、どのように対処されるかのおただしであります。さきの議会全員協議会におきましては、まずは町民の意見を集約すべきであり、早急に判断すべきではないとの意見が議会から出されたことなどから、まだ町有地を使用させるという判断には至っておりませんし、どこの町有地をどれくらいな面積など具体的な話はされておきませんので、現在におきまして白紙の状態とあります。

なお、公有財産使用に係る事務処理については、財務規則を初めとする各条例規則に定められておりますので、これらにのっとり適切に対処してまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この3点については、(3)番については、まだ双葉町としてはお貸ししていないということで、値段というのは、賃貸料に関してはまだ出ませんよという話ですね。わかりました。

あと1番、2番については、お伺いいたしましたので、わかりました。3点については納得します。

これ関連として、額賀さんや吉田幹事長と会われて、そのときに町有地提供を打診されたと思いますが、計画性のある工程表などを町に示すべきではないかと町長はこの2人の方に問いただすことはできなかったのでしょうかというのが私の問題なのね。だって、私が3月の定例会のときに聞きました。町長、公有地はどうなるのと聞いたら、今考えるべきではないと。それを2度も話された、強い口調で話されたので、ああそうか、町有地は今考えるべきではないのだということを私は納得しました。その2カ月もたたない、3カ月ですか、のに人道的立場から受け入れるべきだと、教育的、人道的立場から、観点から受け入れるべきだと。だから、もうちょっと早目に、既に今中間貯蔵施設、誰でも受け入れたくないものを受け入れなくてはならないのだから、そのときにせめてもう次の手は考えておかななくてはならないと思うのですね。

そこで、その場限りの返答されているから、私が中間貯蔵施設で公有地どうするのと聞いたときに、今は考えるべきではない、前の議事録の中に2回も書いてあって、なのにまた今度3カ月もたたないうちに、いや受けるべきだと。確かに額賀さんや吉田幹事長もすばらしい方だと思っていますよ。でも、やっぱり私たち双葉町のことなので、やはりそれはきちっと考えてお答えして、例えばどうしてまだ計画性のある工程表は出ていなかったのかということをおはすごく残念でならない。これ1番、もう一度お答えいただきたいと思っています。

あと2番として、環境省と自民党本部の考えの違い。先ほど町長さんは何を言われたかといったら、環境省に町民に対して配慮していただきたいということを述べられましたよね。環境省、自民党本部、今度額賀さんですか、3人の方からいろんな、どの人が主役で、環境省が主役になったら環境省さんのほうに全部話して、環境省と額賀さんと吉田幹事長が来てこの話をされるなら話わかりますけれども、ここの中に入っていないではないですか、環境省というのは。そんなことを聞いて私たち議会の中に来て話されるということも私はちょっと腑に落ちないなという点があります。私も反対はしません、中間貯蔵施設に。でも、そういう話は順序というのがあると思うのだよね。誰に話して、どうなっていく。ばらばらではないですか。自民党の本部長来て、額賀さんが来て、吉田幹事長、この人たちがやっていたことに対してこんなにもめている、すつと通ることが。環境省さんは今度また別に。そんな話はないでしょうと私は思うのですよ。世の中は順序があると思うのですよね。そういうことをもう少し考えていただきたいなと思いますし、町長さんが先ほど人道的にも受け入れるべきだと表明しております。私は、人道的とは「人として守るべき道」と、インターネットで探しました。そうしたら書いてありました。皆さん人道的と言いますけれども。双葉町の私たちも人道的に、国とか県とかね、子供だけではないですよ、人道的なんて。大人だってみんな人道的ですね。そうしたら、私たちもそういう人道的という立場を使っただいて、こういういろんな諸問題に対して、せめて種をぽっとまいたら一つでも芽が出てくるようなことってないのでしょうか。私いつも、毎回一般質問する事柄があるのですけれども、一度も答えにはなっていてなくて、隣町と考えるおきますなんていう言葉も、隣町と相談しながらという言葉だけで流されております。やはり何でもそうですが、皆さんもそうです、種をまいたら、ちょっとでも進んでいます、こうしていますというぐらいなことをいただきたいと思っています。これ2番目、環境省と自民党本部、考えの違いは聞けなかったのか。

それと、工業団地の搬入について許可されているのに、なぜその時点で学校が優先になったのか、またその計画はなかったのか、その当時。これはごめんなさい、私のこの文章にないのですけれども、町長わかればお答えをお願いいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

町有地の判断につきましては、今回の対応につきましては、一時仮置き場ということで、町有地の

判断をするような状況でないというふうに解釈をさせていただきました。これはあくまでも一時仮置き場ということで、契約が終了した時点で速やかにその契約の終わった用地、工業団地なども含めた場所ではありますが、そういったところに移動するということでありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

町有地の判断につきまして、今申し上げたとおりでございますが、あとは、これまでも申し上げておりますけれども、地権者の方々の重圧とならないよう、一定程度の割合で同意が進むまで町有地の最終的な取り扱いは見合わせてきているということは申し上げてきたとおりであります。

国と、環境省と自民党との話し合いということでございましたが、そういったことに関しては、自民党のほうから、東日本大震災復興加速化本部のほうと党県連のほうからの話はありましたが、環境省のほうからその話というものは聞いておりません。

先ほど申し上げましたように、用地に関しましては、入れるスペースができていうか、双葉町の保管場のほうで空きスペースがあるので、議会のほうからもご指摘ありましたように、町の搬入土壌を抑えてでも県内の学校の汚染土壌を搬入させるというふうな考えは持っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、2番に移りたいと思います。

2番、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について。交付金には迷惑料に相当する額が算定されているのかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について。交付金には迷惑料に相当する額が算定されているのかとのおたただしですが、平成26年度に中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円が国から双葉町に交付されております。中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金は、中間貯蔵施設が福島県全体の復興を進める上で必要不可欠な施設である一方、建設及び管理運営並びに施設等への除去土壌等の収集、運搬に伴い、双葉町と大熊町の両町ばかりでなく、福島県内の復旧復興に影響を及ぼす可能性が高い施設であることから、受け入れ条件の一つとして国からの交付金を求め、両町と福島県がともに国と協議を行ってまいりました。その協議の中では、フレコンバッグの数を基礎として交付額を決定するという特化した議論はありませんでしたが、中間貯蔵施設を抱えることとなる両町への除去土壌の搬入や運搬に伴う問題、両町ばかりではなく福島県内への影響等を総合的に勘案することや、両町の町民の生活再建や地域振興事業にも活用でき切る自由度の高い交付金とすることなど、いろいろな面から議論を闘わせてきた経緯があります。その結果、特別な措置として、両町と福島県に合わせて1,500億円の中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金が交付されたものと認識しております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 福島県全体に影響を及ぼすと言われましたけれども、確かに福島県全体だけ

れども、避難している私たちと同等な扱い、だって同等でない……私たち三千何百億という金が福島県に入ってきたのでしょうか。その中の389億円が双葉町でしょう。同等な扱いされては困りますよ。だって、私たちは避難されているのですよ。避難したくてしているわけではない。避難していて389億円で、この中にあと1,500億円のお金が入ってくる。そんなので足りるかというの。これから何年、では何年帰れないのですかということの、何年帰れなくて1,500億円なのですかという話でしょう。思いませんか。私は、これは1,500億円ではとても足りないと思っています。例えばその金がもらえるのであれば。だって、そうでしょう。町民一人一人、今までは田んぼも畑もあり、かつ一旦外に出ればもうみんなそうやってやりくりして生活できたのですよ。でも、今は一歩外に出れば、お金から先なのです、避難されている皆さんは。そうした場合に、双葉町が今稼げるお金というのはこれしかないのですよ、避難しているのだから。他町に来ているのだから、みんな。避難しているのだから。だから、そんな甘いことでは困りますよと私言っているの。中間貯蔵影響緩和交付金とか、そういうのもいただいているのです。その中で間に合いますか、これから、皆さん。

こうやって高齢者も多くなってくる。病気も多くなってきた。あれから5年3カ月もたっているのだもの。だもの私はどんなことしたって、このフレコンバッグ交付金は双葉町の一人一人が働いているお金なのです、迷惑料という。そういうことをわきまえたら、私はこの前、井上副大臣に聞きましたよね、2回も。副大臣お願いしますと、何とかこのフレコンバッグの交付金、迷惑交付金いただけないかと聞いたら、副大臣黙って帰りましたけれども、あの答えどんなになっているのかなと思って、私。私たちがこうやって一般質問したときに、町長は多分環境省とか何かに行っておられたときに、私の顔を思い浮かべて、ああフレコンバッグのお金、環境省さんに何とか交渉してみるかぐらいな考えはないでしょうかねと思ひまして、私もその辺が、お金お金と言いますけれども、特に家庭を預かっている主婦なんていうのはお金から先なのです、出れば。そこを考えたときに、やはり今双葉町の町民が本当に、何度も言いますが、働いているお金です。だから私は、こういう中間貯蔵施設緩和交付金とか何とか金なんていう、惑わされないで直「迷惑料」、例えば中間貯蔵施設迷惑交付金みたいな形でいただけたら私はすごく、ああここに入っているのだというのがわかって、わかりやすいかなと思っています。

あとこの迷惑料の返答であります、これから私たちの生活を考えたときに不可欠な国、県、東電よりいただくフレコンバッグの迷惑料だと思っています、何度も言いますが、町長は環境大臣などと話し合いの機会を持つのが多いと思いますので、ぜひ私たちのこの思いをつないでいただき、避難されている町民の安心した生活をできるように再度申し入れをお願いしたいと思っています。これ申し入れはお願いできますね。私、今度で3度目です。井上副大臣には2度言いました。だから、町長は行ったときに軽いと思います。あのとき、あの女性の方がこういうふう質問したのですけれども、あの件はどうなりましたでしょうかと聞けば、すぐにわかることだと思うのですよ。環境省、しょっちゅう行っていると思われるので、よろしく願いしておきます。答えは要りません。それだ

けお願いしておきます。

次に、3番に移ります……。

○議長（佐々木清一君） 続けてください。続けていいです。

○1番（羽山君子君） 3番、墓地について。避難先で墓地を求めることは非常に困難な状況である。町はこれに対してどのように支援をされているのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、墓地について。避難先で墓地を求めることに対する町民の支援についてのおたただしですが、公営墓地等については、各自治体とも墓地条例を定め、その管理運営を行っており、当該自治体の住民を優先的に使用させ、住民以外の方には各種制限を設けていることは認識しております。

各自治体の墓地条例においては、使用者・利用者の資格・範囲として、当該自治体に住所を有する者であること、当該自治体に引き続き1年以上居住し、または本籍を有する者であることなどが規定されております。また、このような規定がない場合でも、他の自治体に住所を有する者に許可するときには、使用料の割り増しなどを行う自治体個々の方針に基づき墓地の管理運営が行われております。

次に、宗教法人等の管理運営する墓地については、使用者、利用者の住所居住等の制限をしていないところが比較的多いと聞いております。

公営墓地の拡張、新設については、住民ニーズや管内の宗教法人等の墓地整備状況を鑑み検討されているものと思われませんが、福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則による墓地等の設置場所の基準を満たし、県の認可が必要なため、特に都市部においては適地を見つけるのが困難であるとも聞いております。

したがって、本町においては、需要に応じ計画的に供給するため、先般の住民意向調査時に公営墓地の要望調査を実施し、希望者数がある程度把握できたことから、双葉町内の復旧復興のための取り組みの一つとして、町民の皆様が安心して墓参りができる環境づくりと心のよりどころとなる町営墓地を町内に新設することといたしました。帰還を希望されている方、墓地はふるさと双葉にと考えている方、町内の高線量地域からの移転を望まれている方、避難先で求める事が困難な方などのための整備を早急に進め供給したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） この墓地であります。確かに条例、各市町村ありますことはわかっております。でも、条例であっても何であっても、私たちは避難しているわけですから、福島県に今までさんざんお金も落としてきましたので、やはりその辺を考えれば、特例というのがありますよね、何でも特例で片づけられることもできます。やはりそういう特例を使ってですね……こういう方がおりました。郡山で子供さんが勤められて、もう住宅も建てられて、そこからもう動かない。そうした場合に、墓地がないのだと。亡くなっておられて。そういう人も私2人か3人聞いているのです。そう

いうことを考えた場合に、少しでも、避難している方というのはずっと墓地墓地、墓地と、こうなってしまう。住民票はどうなのだろうとさっきも、今度この住民票も出ますけれども、住民票もどうなのだろう、考えるわけですよ、何も考えることそんなにないわけですから。そうしたら、せめてそういうことを解決してあげるのもやっぱり行政としての立場ではないかなと思っているのですよね。どうしたら墓地解決できるかなと考えてあげるのも本当に町民に対する思い、町長が言っている思い、誠意というのがあるのではないかなと思うのですよ。

私も聞きました。では、どうしたらいいのだろうって。郡山市の方なのだけれども、郡山は市長の判断によるというところが一部分書いてあったのですけれども、郡山は墓地が足りない。では、どうすればいいのかなと。墓地が足りないのだったら、私は環境省に言いました、環境省と今ちょっと接点があるので環境省に言いました。そうしたら環境省の方は、墓地の空き情報を流しますよみたいなことで片づけていただいたのですけれども、さってばさ郡山はないということはわかっておりますので、片づかないよという話はしておきましたけれども、極力町の行政のほうに言って努力はしてみますという答えを相手方にしておきましたので、これはやはり私たちだけでは片づく問題ではないので、町も県も、特に県も含めて、そういうことを各市町村にばっと特例で流し、やってくれないかというぐらいなことを、そんなに人数多くはないはずですから、だからそういうことを頼むことも一つの手かなと思っていますので、これも要望としてよろしく願いしておきます。ただし、要望ですけども、返事はいただきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、4番に移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。双葉町復興まちづくり長期ビジョンに基づく事業について。本ビジョンに基づく今後実施する事業名、事業費、国の交付金名、補助率財源の内訳を明示してほしい。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4番、双葉町復興まちづくり長期ビジョンに基づく事業について。双葉町復興まちづくり長期ビジョンに基づく今後実施する事業名、事業費、国の交付金名、補助率財源についてのおたただしですが、町では長期ビジョンのさらなる具体化に向けた検討を進め、整備方針が固まったものから随時、整備内容に即した交付金及び補助金等について、国や県に対して求めていきたいと考えております。

この点、まず今年度は、避難指示解除準備区域である中野地区の産業拠点としての整備に向けた構想を中心に今年3月に取りまとめた双葉町内復興拠点基本構想に基づき、中野地区復興産業拠点整備事業に町として全力で取り組んでまいりたいと考えております。

中野地区復興産業拠点整備事業に関連して今年度行う事業といたしましては、実施測量、ボーリング調査、基本設計を委託しており、その総額1億910万円については、福島再生加速化交付金が国から採択される見通しとなっておりますので、実質全額国費で賄われる予定となっております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今町長は、全額国費でと。3月の定例でもお話ししておりますね。でも、中野地区復興拠点整備事業、国費率2分の1ですね。あとアクセス道路10分の7、国費率ですね。あと復興まちづくり計画（第二次）が2分の1。あとの残りはどのような交付金のほうから出るのかも伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

福島再生加速化交付金自体の補助率は10割ではありませんが、地元負担分に相当する金額が震災復興特別交付税として別途国から補填されるため、町による負担はないという意味でございます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町による負担はない、それはわかりました。でも、例えば物をつくって、後の維持管理するときの維持費というのはどこから出るのでしょうか。それも国の負担率で決まるのでしょうか、伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問につきまして、復興推進課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） ただいまの羽山議員の拠点完成後の維持管理費についてどうなるのかというご質問についてご説明申し上げます。

この件につきましては、今後国のほうと維持管理費の負担について十分検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 間違いないですね、国のほうと交渉していくということで。というのは、今の国としても消費税増税の要件ができないために1兆7,000億円、新聞に出ていましたよね、入らないと、税金が。そういう不安もある中で、まちづくりの将来への管理を考え、将来の負担増とならないように財源の確保、やはり国、県に要望して、これも要望になりますけれども、本当に要望してもらわないと、後でどういうふうにされたか、私も議員としてどうか分かりませんが、調べたいと思いますので、よろしく伺いたします。

次に移ります。帰還困難区域にある事業主の事業再開に対する支援について。事業主が避難先で営業を再開する場合の国の支援制度について、事業名、補助率、補助限度額について伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 5番、帰還困難区域にある事業主の事業再開に対する支援について。事業主が避難先で営業を再開する場合の国の支援制度について、事業名、補助率、補助限度額について伺いたいとおただしですが、避難先で事業を再開する場合の国の支援制度には、全国どこでも活用できるもの、福島県内での事業再開の場合に活用できるもの、12市町村内での事業再開の場合に活用でき

るものがございます。

まず、全国で活用できる制度といたしましては、中小企業等グループ補助金と福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金があります。中小企業等グループ補助金は、複数の社でグループを形成し、復興事業計画を作成した場合に、その計画に基づく施設等の整備に対し、中小企業者の場合は費用の4分の3が、中小企業者以外の場合は費用の2分の1が補助される制度です。上限金額はありませんが、町内で行っていた事業の復旧に要する費用の範囲を超えることはできません。

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金は、過去1年以上休業していることが条件ですが、土地購入費、施設や設備の整備費に対し、1,000万円を上限として費用の3分の1が補助されます。なお、原子力被災12市町村で再開する場合は4分の3が補助されます。

これらのほか、福島県内で事業を再開する場合の補助制度として、補助上限10億円、補助率3分の1のふくしま産業復興企業立地補助金が、また12市町村内で事業を再開する場合の補助制度として、上限30億円、補助率3分の2の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金がそれぞれあります。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） これは全て帰還困難区域にも該当するものでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再質問に復興推進課長のほうから説明させます。

○議長（佐々木清一君） 平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 羽山議員のご質問にご説明申し上げます。

ただいま町長のほうから答弁のありました各補助金につきましては、避難指示解除準備区域内に事務所のあった企業について該当するものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 質問の内容をよく聞いて答弁してください。

平岩復興推進課長。

○復興推進課長（平岩邦弘君） 申しわけございません。

帰還困難区域にあった企業でも使える事業ということでございます。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 先ほど話されたのは、全てですよね、帰還困難区域でも使用できるということですね。

（何事か言う人あり）

○1番（羽山君子君） 帰還困難区域内でも、先ほど町長さんがお話しされたことが、いろんな事業名とかなんか、使用できるのかと。帰還困難区域の方が避難していきますよね、例えばいわきだ、郡山だ、福島だと、そういう方でもできるのかと。使用できる……

（何事か言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山議員の再々質問にお答えいたします。

全国どこでも活用できるもの、福島県内で事業再開の場合に活用できるもの、12市町村内での事業再開の場合に活用できるものがございます。まず、全国で活用できる制度としては、中小企業等グループ補助金と福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金があります。中小企業等グループ補助金は、複数の社でグループを形成し、復興事業計画を作成した場合に、その計画に基づく施設等の整備に対し、中小企業者の場合は費用の4分の3が、中小企業者以外の場合は費用の2分の1が補助される制度です。上限金額はありませんが、町内で行っていた事業の復旧に要する費用の範囲を超えることはできません。

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金は、過去1年以上休業していることが条件ですが、土地購入費、施設や設備の整備費に対し、1,000万円を上限として費用の3分の1が補助されます。なお、原子力被災12市町村で再開される場合は4分の3が補助されます。

これらのほか、福島県内で事業を再開する場合の補助金としては、補助上限10億円、補助率3分の1のふくしま産業復興企業立地補助金が、また12市町村内で事業を再開する場合の補助金制度としては、上限30億円、補助率3分の2の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金がそれぞれあります。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時39分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 6番、高齢化対策について。中通りや県外に避難されている高齢者への対策ですが、病気やけがで入院し、退院後に日常生活をするための機能回復としてリハビリが必要な場合、町としてどのような対策ができるかをお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 6、高齢化対策について。県内外に避難されている高齢者が入院し、退院後の日常生活をするための機能回復としてリハビリ等が必要な場合において、町ができる対策についてのおただしであります。県内においては、まず退院の情報など関係機関と早期に共有できるよう保健福祉実務者連絡会等のネットワークの充実を図り、家庭訪問を行い、個別に合った介護予防事業や

介護保険サービスへと適切な事業へ導くよう努めております。

介護予防事業の展開としましては、生活機能支援事業として、福島県が基幹病院と業務契約を結び、被災市町村向けに行っている事業で、町が実施する事業に理学療法士の派遣をいただき、生活機能回復のための相談事業やリハビリ体操などを実施しております。

また、双葉町が双葉町社会福祉協議会と業務委託契約を結び実施しているものとしたしましては、運動機能支援として、県内において健康運動教室、引きこもり・閉じこもり対策として、県内外でサロンを実施しております。6月からは、新たに民間事業者と業務委託契約を結び、いきいきデイサービス（通所型サービス）として、マシントレーニング、健康体操、口腔ケアなど、園芸、手芸、脳トレーニングゲームなどの活動を行い、運動機能及び生活意欲向上につながるよう支援をしております。

県外に避難されている方々への対応といたしましては、今月実施する介護予防健康度評価チェックリストの結果をもとに、原発被災者特例法により介護予防を目的とした教室などへの参加促進のため、避難先自治体との調整を図っております。

最後に、精神障がい、知的障がいなどを患っておられる方々が社会復帰をするための町の施策といたしましては、医療機関とリハビリ訓練施設との橋渡し役、調整役として、福島県とも連携し、専門機関とのネットワークを図り、支援をしております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町長、これは中通りも県外も同じ、浜通りも同じという意味でとってもいいでしょうか。

（「そうですね」と言う人あり）

○1番（羽山君子君） ですね。

人間は誰でも病気になったりして、リハビリを受ける必要、必ず出てくると思うのですね。誰も予測つきません。そんな中で、やっぱり中通りにも65歳以上の方が572名、なぜ中通りかといいますと、いわきは介護施設とか、そういうようなのがこれからできて、地鎮祭も終わりましたよという感じで安心はしているのですけれども、今までの一般質問の中で、やっと地鎮祭もできるようになった、よかったなところ思っているのですけれども、中通りの方に関しては、まだそういった、双葉町としてのそういう施設のきちとしたのが出てこないの、やはり皆さん不安があって、どうなっているのだろう、どうなっているのだろうと聞かれます。それで、私よりも、やはり広報とか何かで、こんな状態になっていますよというのをちょっと出してほしいのですよ。3カ月間聞かなかつたら何だかどうなったのだろうなど、私のほうに来る方も、年を召した方はおりますので、やはり6月前進することなので、そういう情報というのは、広報「ふたば」は何のためにあるか、そういうことであるので、やはりそれも載っけていただきたいと思いますし、572名避難されていますね、中通り、県外全部あれて。施設の利用者が59名になっております。高齢化の進み、同時に病も多くなってく

と思います。そんな中で、町としての準備、何でもそうなのです、準備が一番だよ。小さいときはよく言われましたね。何でも一番最初準備からきちっとしておけば後でよくなる。やっぱり準備を全く本当に目の見える形をお願いしておきたい。これも要望になりますけれども、いつまでも要望ではないです。やはりこれもそこそこに、もう5年3カ月、前も言いましたけれども、過ぎました。少しでも前進して、やっぱり種をまけば芽が出るというぐらいな、芽が出たぐらいな形までしていただきたいと思っております。よろしく願いしておきます。

それでは、7番目に移ります。最後になります。東電の損害賠償について。営業損害や精神的損害も平成29年2月から5月で終わりになる。帰還困難区域の町民は、避難生活のため耕作や営業ができない。この間の損害に対して町は東電にどのように対応されているのかを伺いたい。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 7番、東電の賠償について。営業損害や精神的損害も平成29年2月から5月で終わりになる。帰還困難区域の町民は、避難生活のため耕作や営業ができない。この間の損害に対して町は東電にどのように対応されるかとおたがひですが、営業損害に対する賠償といたしましては、昨年度平成27年3月以降の損害に対する賠償として、減収率100%の年間逸失利益の2倍相当分の金額が新たに一括して支払われておりますが、営農損害に対する賠償については、今年12月までの損害賠償が一括して支払われているものの、その後の対応については特段の方針が示されておられません。町としましては、まずは終期が近く土地との関連性も特に強い営農損害賠償について、被害実態に即して延長するように求めるとともに、その他の賠償につきましても、町民の被害実態に即した賠償を行うよう、国や東京電力に対して引き続き求めてまいりたいと思います。

また、被災事業者の事業再開に向けた支援といたしまして、昨年8月、国、県、民間の連携による福島相双復興官民合同チームが発足しており、3,000件を超える事業者を個別訪問し、その実態、課題等の把握、整理を行った上で、きめ細やかな支援を行っている聞いております。そちらにつきましても、事業者の方々のニーズを踏まえた支援策の拡充等をあわせて求めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） これは東京電力さんのほうなのですけれども、なるべく強い態度で東京電力さんと交渉してほしいと思っています。でないと、いつ帰れるかわからない私たちにとっては、生活が成り立たなくなってくることもあり得るのではないかと考えています。皆さん、またそれもととても心配して電話もいただきますし、よろしく願いしておきます。

最後になりますが、いろいろな問題山積みされた中で町の町有地提供の要請なわけですね。やっぱり町民不在では困ります。やはり町民の意見をよく聞いて受け入れというか、学校でも何でもそうなのですけれども、そういう受け入れをきちっと、町有地なわけですから、町民の皆さんのことなので、その辺よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時49分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年第2回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成28年6月17日（金曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第37号 専決処分の承認について
専決第 1号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第2 議案第38号 専決処分の承認について
専決第 2号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第39号 専決処分の承認について
専決第 3号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第4 議案第40号 専決処分の承認について
専決第 4号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第41号 専決処分の承認について
専決第 5号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第42号 専決処分の承認について
専決第 6号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第43号 専決処分の承認について
専決第 7号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第44号 専決処分の承認について
専決第 8号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第45号 双葉町職員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第46号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第47号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第48号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第49号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第50号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第16 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（7名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 羽山君子君 | 2番 | 白岩寿夫君 |
| 3番 | 高萩文孝君 | 4番 | 菅野博紀君 |
| 5番 | 清川泰弘君 | 7番 | 岩本久人君 |
| 8番 | 佐々木清一君 | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---|--------|
| 町長 | 伊澤史朗君 |
| 副町長 | 金田勇君 |
| 教育長 | 半谷淳君 |
| 総括参事 | 武内裕美君 |
| 秘書広報課長 | 板倉幸美君 |
| 総務課長 | 舶来丈夫君 |
| 復興推進課長 | 平岩邦弘君 |
| 戸籍税務課長 | 井戸川陽一君 |
| 建設課長 | 猪狩浩君 |
| 産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティセンター所長 | 志賀睦君 |
| 住民生活課長 | 松本信英君 |
| 健康福祉課長兼 青年婦人会館長 | 橋本仁君 |
| 生活支援課長 | 志賀公夫君 |
| 教育総務課長 | 小野田真澄君 |
| 会計管理者 | 山本一弥君 |
| 代表監査委員 | 五十嵐一雄君 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 山下正夫 |
| 書記 | 高橋春枝 |

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第37号 専決処分の承認についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。
第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号 専決第1号 平成27年度双葉町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第38号 専決処分承認についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号 専決第2号 平成27年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第39号 専決処分の承認についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入を行います。

第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号 専決第3号 平成27年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第

4号)を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第40号 専決処分の承認についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号 専決第4号 平成27年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第4号)を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第41号 専決処分の承認についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第41号 専決第5号 平成27年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第42号 専決処分の承認についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号 専決第6号 双葉町税条例の一部改正についてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第43号 専決処分の承認についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号 専決第7号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第8、議案第44号 専決処分の承認についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳出を行います。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号 専決第8号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第45号 双葉町職員定数条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号 双葉町職員定数条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第46号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号 双葉町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第47号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号 双葉町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第48号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第49号 平成28年度双葉町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款総務費。

7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) 14のコミュニティーセンター費でございませうけれども、駅コミュニティーセンターの一時休憩所としての再開という工事にまつわる予算でありますけれども、初日に町長の行政報告に、9月中旬まで供用開始を目指して工事を進めたいということでありましたけれども、一時休憩所として再開する施設でありますから、ぜひお盆前には何とか工事の進捗を進めて、お盆ころに使用できるように工事を進めるという方向で考えていただけないでしょうか、ご質問いたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員のご質問にお答えいたします。

一時休憩所としてのコミュニティーセンターの取り組みでございませうが、鋭意今請け負っている事

業所、それぞれ工事を請け負っているところが全力でやっているところがございますが、帰還困難区域の中での工事ということもありまして、非常に厳しい状況であるということで、今ご指摘のあったような努力はしていきたいと思いますが、詳細につきましては建設課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 岩本議員のご質問に対してご説明申し上げます。

現在、コミセン機能回復工事といたしまして、建築修繕、空調換気、給排水設備、電気防災の工事を行っております。工期のほうは5月6日から9月14日の工期で現在行っております。何分帰還困難区域なものでございますので、中での仕事の制約、9時から14時までという時間的な制約を受けてございまして、早出とか残業の工事が何分できないということで、その分工程管理のほうをしっかりとございまして、なるだけ早期に工事完成して供用開始できるようには努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいまの説明で、なかなか工事にいろいろ支障あるということは十分理解できました。今回のコミュニティーセンターの再開ですけれども、町の公共施設としては初めての再開となりますので、極力、年間でもお盆の一時帰宅というのは一番多い時期だと思います、ぜひその時期にコミュニティーセンターを、皆さん一時帰宅したときに、皆さんそこで集えるように、一日も早く供用開始できるように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 報償費、8番の、双葉町町民会議報償、この件に関しては、一昨日話した町有地の問題で町民の意見を聞くということなのですからけれども、議会からの申し入れがあったということで町長はきのう答弁いたしました。議会から出た案というのは、実際私が全協の中で言ったのは住民投票、あと議長のほうから出たのが、要はアンケートということなのですからけれども、これに関しては組みかえて使ってもらうのは構わないのですけれども、いつも聞いている人に聞いてもどうしようもないのではないのかなと思うのですよ。例えば区長会の方々に聞くのも結構ですけれども、区長の役割というのを行政はわかっているのかなと、そこまでの権限はあるのかなというのが一つなのですよね。

要は、区長会に聞いたら、各区長は、自分たちの行政区の人たちにそういう説明をしたりなんかしなくてはならないわけですよね。今この現状でそれができますかと。そういうことで今まで推し進めてきたのですけれども、これはもう町としては重大事項なので、はっきり言いますけれども、ちゃんと一人一人の意見が聞けるような集約した、それが集約したというものだと思うのですよ。万が一そ

ういう方向で有識者、双葉の有識者の方々だけの意見しか聞かないというのであれば、その方だけで、逆に言えば、そういうことをやっていただきたいなど。復興に何年かかるかわからないですけれども、実際に復興に携わる年代に、その方々に話を聞くとかというのだったらまだわかるのですけれども、余り携わらない方に話を聞いてもいかがかなと。それであれば、全協の中で議長が言ったようにアンケート等、こういうのもいいですけれども、アンケート等も僕は最低でもやらなくてはならないと思うのですけれども、どうお考えなのかお聞きいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

今ご指摘のあったことも十分理解しておりますが、今現在で最善の取り組みとして、各地域、各分野、各界各層からのご意見をお聞きするというので取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） では、アンケートとかはやる気がないということなので、議会の意向は伝わらなかったと私は判断させていただきます。

一昨年町長がパイロット搬入、建設は議会と話し合っ、それはしようがないでしょうと、今後いろいろなものに対して、ただストップしておくわけにはいかないのということで、私たちも理解しました。その後のパイロット搬入は、町長独断で許可しました。その中で、私が今までしつこく言っている補償・賠償の件、今まで国、東京電力に出したものの件で、何一つ通っていないのですよ。またこれでなし崩しですよ。最後の最後の多分これキャスティングボートになるわけですけれども、それを軽く、町民には問わないと、これはまさしく独裁者といか言いようがありません。双葉の町民のことを思わないね。きのうも言ったように、県民を思うのであれば、ぜひとも町長、知事でも県会議員でもなってもらったほうが、僕は双葉町民の幸せにつながると思ひます。きのうも議会終わった後話しましたけれども、こういう話も聞くのはいいですけれども、アンケートはやらないという方向でとってよろしいのでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

今現在とり得る最善の策としてこういうふうな対応を考えているということですので、ご理解いただきたいと思ひます。

（「議長、休憩をお願いします」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時26分

再開 午前 9時28分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 執行部としてはお答えをいただけないので、非常に残念です。双葉町町民会議報償ということで3,000円掛ける75名ということで話を聞いていますが、うちの町民は7,000人ぐらいいますよね。その1%の人間で双葉町全体のことを決めていただくというのは、これはどうかかと私は思います。普通に考えれば、やることをやらない町長では本当にどうなのかなと。もしかするとということなのですけれども、僕普通に今勘ぐってしまったのですけれども、裏約束か何かあるのですか。双葉の町民にとって不利益なものを、ちゃんと話し合いやってできる時間もないような、すぐ返事しなくてはならないような、裏に何か話があるのかどうなのか、ここでは言わないでしようけれども、そこまでかたくなにやると、どうしてもやりたいのだということで町長ご自身でやるのであれば、それって何か裏にあるのではないのかなと普通に勘ぐられてもどうしようもないと思うのですよ。町民の話を聞く。町長、自分の公約を忘れないでいただきたいです。町長になったときの気持ちも忘れないでやってもらわないと、双葉の町民をということで町長就任なされたので、それで双葉の町民は皆さん町長に多分一票を投じてくれたと思います。とりあえずちゃんと順序を踏みましょうよ。自民党、国、双葉町民みんなあれして、最後のとりでの双葉町まで何でもいよとやったら、何のために税金払って、何のために双葉にいてというのがないですか。そこら辺も考えて、とりあえずアンケートをやるかやらないか、そこだけでいいですから答えてください。やらないというのだったら、やらなくても構いません。執行者としてその判断もできないのか、お聞きしたいです。これは、やるかやらないかでいいので……やるかやらないかと、あとまた組みかえてちゃんとやっていくのであれば、僕はこれはいいと思うので、話し合いをするべきだと思っています。とりあえずやるか、やらないか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

アンケートのやるかやらないかというおたがでございしますが、先ほどから申し上げておりますとおり、まず今最善の取り組みをしていくということと、その中での対応としての今後どういうふうにしなくてはならないかということも含めて、最終的には議会制民主主義の中で判断をさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） 町長にお尋ねしますけれども、この議案について、この議案というか案件は、議会の議決とか、住民投票とか、そういうのがどのぐらいの……物事によっては、これは住民投票、あとは皆さんからのアンケート調査、あとは最終的には議会の議決とか、いろいろありますけれども、仮置き場に貸すというこの案件については、執行部は庁議を開いて決定したわけね。それに対してこの案件は、議会の議決が必要なものか、それとも住民投票が必要なものか、それともアンケートが必

要なのか、それはその辺に考えていますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 清川議員のご質問にお答えいたします。

これは議会の議決案件ではないと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） だから、先ほど町長が言ったみたいに議会制民主主義ということですが、何でもかんでも住民投票だなんだしたのでは、これは行政は全然前に進まないと思います。だから、議決の案件とか、それはきちっとわかっているわけだから、その範囲で私はやらしてもらえばいいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号 平成28年度双葉町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決する

ことに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第50号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

詳細については、全員協議会で説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号 平成28年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第15、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長(佐々木清一君) 日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成28年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時37分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 羽 山 君 子

署名議員 白 岩 寿 夫